

平成28年6月  
第147号

# かごしま市

# 中小企業のひろば

●編集と発行 鹿児島市産業振興部 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
TEL099-216-1325 FAX099-216-1303  
<http://www.city.kagoshima.lg.jp>  
この「かごしま市中小企業のひろば」は、市ホームページでもご覧いただけます。



講話：富岡鉄平氏（東芝ブレイブルーパス監督）  
「個性を伸ばし、組織力を高める  
～RED WALL～」

## 「鹿児島市新就職者激励大会」

新社会人として力強い一歩を踏み出す若者たちを激励するために開催しました。（2ページもご覧ください。）



## 目次 CONTENTS

- 2 '16 鹿児島市新就職者激励大会
- 3 平成28年熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金の特例措置  
平成28年度労働保険料年度更新、外国人労働者問題啓発月間
- 4 育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の改正、職場のパワーハラスメント、就業規則と36協定の届出
- 5 無期転換ルール、就労実態等に関する職場情報の提供制度
- 6 業務改善助成金、県よろず支援拠点、元気の出る中小企業支援事業
- 7 市製造業アドバイザー派遣制度、市中小企業融資制度
- 8 よか店コラボ支援事業、メイドインかごしま支援事業、輸出チャレンジ支援事業
- 9 市企業立地促進補助金、設備投資に対する税の優遇措置、あなたのお店も免税店に！
- 10 市創業スキル養成講座（基礎編）受講者募集、環境管理事業所の認定制度、学習会の講師派遣
- 11 食育推進支援員、児童扶養手当、市安心安全アカデミー、マイナンバー制度
- 12 ワーク・ライフ・バランス推進のための無料のコンサルタント派遣、市中小企業U・Jターン人材確保支援金

# ‘16鹿児島市新就職者激励大会 ～未来は君が拓く～

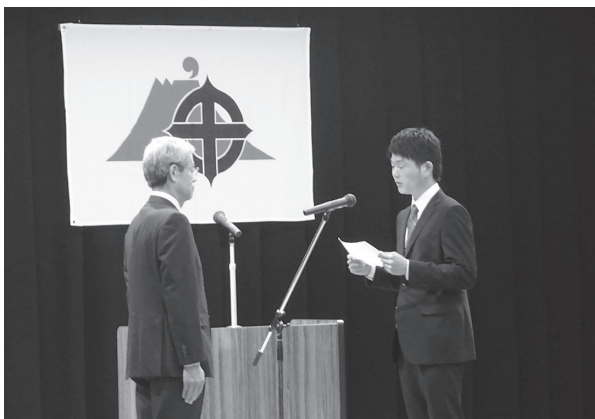
## 新社会人を激励！ 決意も新たに！

3月24日、市勤労者交流センターで、市内の54事業所に就職した新社会人180人の門出を祝って「‘16鹿児島市新就職者激励大会～未来は君が拓く～」が開催されました。

冒頭、主催者を代表して鹿児島市の松木園富雄副市長が、「今、社会人としてのマラソンレースのスタートラインに立っています。応援して下さる家族や友人、職場の方々に感謝しつつ、自分が立っている位置をしっかりと認識し、最終ゴールを見据えて、それぞれのペースで精一杯走り続けてください。」と参加者を激励しました。



松木園富雄副市長



新就職者代表（誓いのことば）岩川空海さん

これに対し、新就職者を代表して、岩川空海さん（社会福祉法人鹿児島虹の福祉会）が「ここに集まった多くの新就職者のみなさんが一緒に頑張っていることを励みにしながら、一日も早く採用して下さった会社に、さらには、鹿児島の経済発展に貢献できるよう頑張っていきたい」と誓いの言葉を述べました。

このあと参加者は、社会人としての心構えやビジネスマナーなどの研修を真剣な表情で受講していました。

午後からは、鹿児島大学大学院医歯学総合研究科に勤務する春山菜穂子さんが、社会人の先輩として自らの体験を通じて感じたことなどを参加者に語ってくれました。

最後に、富岡鉄平さん（東芝ブレイブルーパス監督）による講演が行われました。富岡さんは「個力を伸ばし、組織力を高める～RED Wall～」と題して、「1つ1つの目標を明確にし、その目標を達成するための「克己」の精神や、コミュニケーションをとる際に良いところも悪いところも見て接していくことの大切さ、その人間関係を得て人間性を高め、リーダーシップを得ることが大事」とメッセージを送りました。

参加者からは、「社会人として大事なことを学べた。心にとめて活かしていきたい。」との声が聞かれました。



先輩体験談 春山菜穂子さん

### ■お問い合わせ■

鹿児島市新就職者激励大会実行委員会

(事務局 市雇用推進課)

☎099-216-1325

## 平成28年熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金の特例措置について

【平成28年5月13日現在】

地震発生に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業主が、労働者を解雇することなく、休業手当を支払うなど、雇用の維持を図った場合に**雇用調整助成金**が利用できます。

※「地震発生に伴う経済上の理由」・・・たとえば、風評被害・交通インフラの復旧遅れ等に伴い観光客が減少し、売り上げが減少した等の経済上の理由による休業が対象になります。

### ●平成28年熊本地震の発生に伴い、次のとおり、要件緩和等の特例措置が講じられています。

※下線部が特例措置の部分です。

- ・最近1か月の生産量・売上高等の生産指標が前年同月と比較して10%以上減少していること。
- ・すでに休業を開始していても、本年7月20日までに提出された計画届は、事前に届け出があったものとすること。
- ・支払った休業手当相当額に対する助成率の引き上げ 中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3
- ・新規学卒採用者など、雇用保険の被保険者期間が6か月未満の労働者も助成対象とすること。
- ・過去に当該助成金を受給し、支給対象期間満了後1年が経過していなくても利用できること。
- ・最近3か月の雇用者数が、対前年比より増加していても利用できること。

■お問い合わせ■ 最寄りのハローワーク  
鹿児島労働局職業対策課 ☎099-219-5101

## 平成28年度労働保険年度更新手続きのお知らせ

～6月1日(水)から7月11日(月)までは労働保険料の「年度更新」申告・納付期間です～

労働保険料申告書・納付書は、6月1日前後に送付します。期間内の申告・納付をよろしくお願いします。

◆申告書の郵送・電子申請による提出もご検討ください。

■お問い合わせ■  
鹿児島労働局 労働保険徴収室 適用係  
☎099-223-8276

平成23年度から、年度更新の審査業務が外部委託され、申告書の受付は、原則として記入漏れ等をチェックするだけの確認作業になります。

このため、申告書に記入誤り・漏れがないよう、自主的な記入・申告をお願いします。

## 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

事業主の皆様には、外国人がその能力を十分に発揮しながら、適切に就労できるようルールに則った適切な外国人雇用をお願いします。

●「外国人労働者の雇用管理の改善点に関して事業主が適切に対処するための指針」により、特に以下の点にご留意ください。

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届け出をしていますか？

■お問い合わせ■ ハローワークかごしま 事業所第2部門 ☎099-250-6091



## 育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されました！

《改正のポイント》 ※今後、詳細につきましては省令指針で定められる予定です。

### 1. 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

- 介護休業の分割取得（対象者1人につき、3回を上限・通算93日まで）を可能に
- 介護休暇の半日単位の取得を可能に
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等を、介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能に
- 介護のための所定外労働の免除を請求できる権利を新設
- 有期契約労働者の介護休業の取得要件の緩和

### 2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

- 子の看護休暇の半日単位の取得を可能に
- 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和
- 育児休業等の対象となる子の範囲の追加

### 3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。

《施行期日》 平成29年1月1日

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎ 099-222-8446  
FAX 099-222-8459

#### 職場のパワーハラスメントについて

##### ◆職場のパワーハラスメントとは

「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいいます。（例：「身体的・精神的な攻撃」、「無視」、「過大（過小）な要求」など）

◆職場のパワーハラスメントの予防・解決には、組織全体で対応して快適な職場環境の実現を目指しましょう。

ご活用ください！

厚生労働省のポータルサイト

「あかるい職場応援団」



<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

■お問い合わせ■  
鹿児島労働局 雇用環境・均等室  
☎099-223-8239

#### 就業規則と36協定の届出はお済みですか

- ◎あらかじめ就業規則を作成し、労働者が安心して働ける明るい職場をつくりましょう  
労働時間や賃金をはじめ、労働者の労働条件や待遇の基準を明確に定めておくことが、労使間でのトラブル発生防止につながります。
- ◎常時10人以上の労働者を使用する事業場については、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません  
変更した場合も同様です。
- ◎36協定を締結し、時間外・休日労働の管理を！  
長時間の労働は、労働者の働く意欲を低下させるだけでなく、脳・心臓疾患や精神の不調等をもたらす原因になる場合もあります。  
法定時間外労働・休日労働を行わせる場合は事前に労使間で「時間外・休日労働協定」（36協定）を締結して、所轄労働基準監督署長へ届け出ましょう。

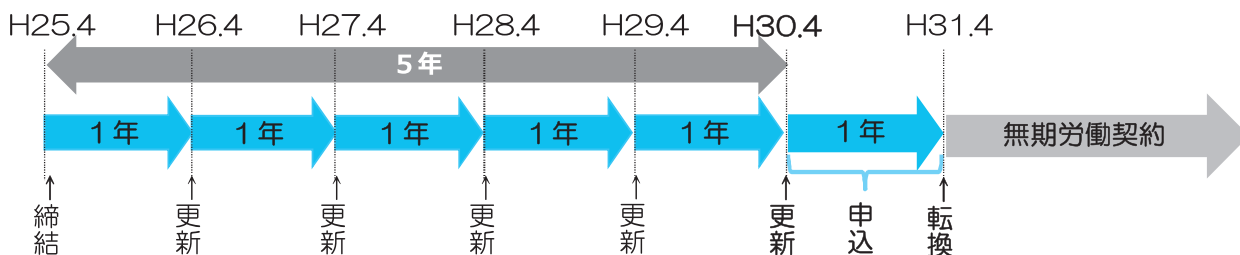
■お問い合わせ■  
鹿児島労働局 監督課  
☎099-223-8277

## ご存じですか？「無期転換ルール」 ～準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の整備～

### 無期転換ルールとは

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

### 雇止めの慎重な検討について

無期転換ルールの導入に伴い、有期雇用労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかと心配があります。

このため、雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上や、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、無期転換がもたらすメリットについても十分にご理解いただき、雇止めの判断に当たっては、その実際上の必要性を十分慎重に検討のうえ、御対応いただくようお願いいたします。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

## 就労実態等に関する職場情報を 応募者に提供する制度が始まります！（平成28年3月1日施行）

新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくため、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供する仕組みが創設されました。

### 情報提供の仕組み

新卒者等であることを条件とした募集・求人申込みを行う場合に、情報提供が必要です。

- 企業は、幅広い職場情報の提供が努力義務となります。
- 応募者等や、求人申込みをしたハローワーク・職業紹介事業者（職業紹介事業者としての学校を含む）または求人の紹介を受けた者等から求めがあった場合は、下記の（1）～（3）の3類型それぞれについて1つ以上の情報提供が義務となります。

### 情報提供項目

- (1)募集・採用に関する状況 ・ 過去3年間の新卒採用者数・離職者数など
- (2)職業能力の開発・向上に関する状況 ・ 研修の有無及び内容など
- (3)企業における雇用管理に関する状況 ・ 前年度の月平均所定外労働時間の実績など

詳細は下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ■

鹿児島新卒応援ハローワーク(ヤングハローワークかごしま) ☎099-224-3433

## 業務改善助成金のご案内

### ◆支給の要件(※中小企業の事業主に限ります。)

①**賃金引上げ計画の策定** 業場内の時間給または時間換算額 800 円未満の在籍6月以上の労働者の60円以上の賃金引上げ計画と事業場内最低賃金額を定める就業規則の変更計画

②**業務改善計画の策定** 労働者の労働能率アップが見込める改善計画。

ただし、以下のものは助成金の対象とする業務改善とは認められません。

- ・自動車購入(8ナンバー車は除く) ・就業規則の改正、賃金制度の整備 ・パソコン購入
- ・単なる経費削減のための改善 ・職場環境の改善 ・社会通念上当然に必要なとなる経費による改善

③**上記計画を申請し、交付決定後にその計画を実施すること**

④**解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと** ⑤**事業場名の公表に応じていただけること**

### ◆支給額

業務改善の経費の2分の1(常時使用する労働者の数が企業全体で30人以下の事業場にあっては4分の3)又は100万円のいずれか低い額。

### ■お問い合わせ■

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター ☎0120-898-930 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎223-8239  
厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/> 鹿児島労働局 HP <http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 売上拡大や経営改善等の課題解決を支援します!

**無料**

### 鹿児島県よろず支援拠点(中小企業・小規模事業者のための経営相談所)

まずはお気軽にお電話ください。相談は何回でも無料です。  
9人のコーディネーターが、成果が出るまでサポートします。



㈱パッチワーク代表  
**加藤 剛**  
創業  
海外展開  
マーケティング



**山之江清子**  
経営革新  
経営改善  
資金計画



南洲総合研究所代表  
**向江 隆行**  
販路開拓  
事業計画策定



**桐山 馨**  
経営支援  
マーケティング  
不動産



**中村 俊一**  
工業技術  
ものづくり  
食品加工



**松野 広行**  
IT・EC活用  
販売促進



Hero's Design 代表  
**松田 貴志**  
デザイン  
書・イラスト  
写真



バンビーナ代表  
**小平田 貴子**  
店舗ディスプレイ  
レイアウト改善



創企堂  
**新地 美沙**  
デザイン  
ディレクション

◇土曜日や夜間の相談もお受けしています。

相談会	日 時	場 所
夜 間 相談会	毎週水曜日 午後5時～8時	産業会館1階 よろず支援拠点
土 曜 相談会	毎月第4土曜日 午後1時～5時	アイムビル4階 会議室

### ■相談申し込み・お問い合わせ■

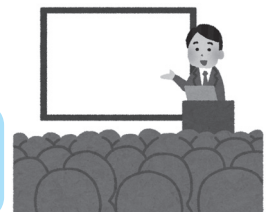
鹿児島県よろず支援拠点  
(かごしま産業支援センター)  
☎099-219-3740 (平日8:30~17:15)  
HP : <http://www.kric.or.jp/yorozu/>

## 元気の出る中小企業支援事業 ～研修会を開いて、組合員・会員のさらなるレベルアップを!

市では、共同事業等の研究会や個店の経営に必要な知識・情報を習得するための研修会などを自主的に実施する商店街や事業協同組合、中小企業者で組織するグループに対し、専門のアドバイザーを派遣します。

- ◆ 派遣回数 1 団体につき年4回以内
- ◆ 講師謝金等 講師謝金と旅費は予算の範囲内で対応

■お問い合わせ■ 市産業支援課商業サービス業係 ☎099-216-1322  
ものづくり係 ☎099-216-1323



## 鹿児島市 製造業アドバイザー派遣制度のご案内

市では、経営改善や技術の高度化等について指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣しています。様々な分野の経験豊富なアドバイザーが揃っていますので、どうぞお気軽にご利用ください。

- ◆対象 市内の製造業者及び製造業グループ
- ◆分野 経営改善、技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、販路開拓、ISO取得、特許取得 など
- ◆費用 無料
- ◆指導回数 1企業につき年3回まで※グループは年1回まで（1回の時間は3時間以内）
- ◆指導方法 アドバイザーが企業を訪問して、アドバイスします。  
企業の秘密は固く守ります。

### 参考事例

- ・ホームページを立ち上げて、ネット販売を開始
- ・商品のパッケージデザインを作成
- ・魅力的な商品展示を行いたい
- ・商談会に出展したいが準備はどのようにしたらよいか 等

### ◇制度の仕組み◇



※アドバイザーについては、事前に協議を行い相談内容に応じた専門家を派遣します。

■お問い合わせ■  
市産業支援課ものづくり係  
☎099-216-1323

平成28年度から さらに  
利用しやすい制度になりました！

## 鹿児島市中小企業融資制度

市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者に対し、経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けて信用保証料の補助を行っています。

### ■一部融資資金の利用要件の緩和や信用保証料補助割合が拡大された制度(変更部分は下線部)

	産業振興資金	新事業展開支援資金	創業支援資金
利用者	事業の振興や経営改善を図る方	①事業転換や多角化を行う方 ②新規雇用を伴う事業拡大を行う方 ③「新産業創出研究会部会」の参加者 ④「かごしまの特産品コンクール」の入賞者	市内で新たに事業を開始する方
融資 限度額	3,000万円	①1,200万円 ②～④3,000万円	1,000万円(運転資金は700万円以内)ただし必要額の80%以内
融資 期間	運転：7年以内(1年据置含) 設備：10年以内(1年据置含)	運転：7年以内(1年据置含) 設備：10年以内(1年6月据置含)	運転：7年以内(1年据置含) 設備：10年以内(1年6月据置含)
融資 利率	年1.9%～2.5%	年1.9%～2.45%	年1.9%～2.45%
保証 料率	年0.45%から1.9%	年0.45%から1.9%	年0.45%から1.9%
保証料 補助	運転 1/2(限度0.6%) 設備 <u>2/3(限度0.8%)</u>	①② 2/3 ※市主催のセミナー等の修了者は <u>3/4</u> ③ <u>3/4</u> ④ 4/5	2/3 ※市主催のセミナー等の修了者は <u>3/4</u>
連帯 保証人	信用保証協会の定めるところによる	信用保証協会の定めるところによる	信用保証協会の定めるところによる

年齢要件の廃止・自己資金要件の緩和を行いました。

■お問い合わせ■  
市産業支援課金融係 ☎099-216-1324  
または 右記の取扱金融機関

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫



## よか店コラボ支援事業 ～自慢の商品(製品)やサービスをPRしてみませんか?～

商業・サービス業等を営む事業者同士が連携して商品等の情報発信等を行う場合、経費の一部を助成します。

- ◆補助対象事業 事業者同士が連携し、各事業者が持つ技能や商品知識などを生かして、商品やサービス等の認知度向上を図る情報発信等を行う事業
- ◆補助対象者 商業、サービス業又は製造業を営む3以上の事業者で構成されたグループ（詳しくは下記までお問い合わせください。）
- ◆補助対象経費 広告宣伝費、印刷製本費、会場借上げ経費など
- ◆補助率 補助対象経費の1/2以内
- ◆補助限度額 1年度につき30万円
- ◆募集時期 1回目：平成28年5月2日（月）～平成28年6月30日（木）  
2回目（予定）：平成28年9月1日（木）～平成28年10月31日（月）

■お問い合わせ■ 市産業支援課商業サービス係 ☎099-216-1322

## 「メイドインかごしま」支援事業

経営力強化、新製品開発、販路拡大に  
取り組む中小企業を募集します！

市税の滞納がない市内の中小企業者かそのグループ等が、以下の取組を行う場合、その経費の一部を助成します。

	①経営力強化事業	②新製品等支援事業		③販路拡大支援事業
		a 新製品等開発支援事業	b 新商品販路開拓支援事業	
支援内容	企業や大学等との連携、知的財産権等の取得、人材育成並びに事業革新等の支援	新製品、新技術の開発及び既存製品・技術の改良等の支援	商品化後3年以内の新商品の見本市等への出展や広告宣伝等に係る支援	商談会や物産展などへの出展、商談会などの開催支援
助成内容	要する経費の1/2を補助（1件あたり20万円以内）	要する経費の1/2を補助（1件あたり20万円以内）	要する経費の1/2を補助（1商品あたり30万円以内）	要する経費の1/2を補助（1件あたり中小企業者は10万円以内、中小企業グループなどは50万円以内）
募集件数	2件程度	5件程度	5商品程度	個別中小企業者20件程度、中小企業グループ等2件程度
募集時期	募集件数に達するまで、随時募集を行っています。			

■お申し込み・お問い合わせ■ ※応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。  
市産業支援課 ☎099-216-1323 FAX099-216-1303  
E-mail : san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp

## 輸出チャレンジ支援事業

市内中小企業者の海外販路拡大を促進するため、海外で開催される日本貿易振興機構等の主催、共催又は後援する合同展示会への出展等に要する経費（出展料、渡航費など）の一部を助成します。

- 対象者 市税を完納し、市内に主たる事業所がある中小企業者など
- 助成額 出展経費の1/2以内  
※上限 1～3年度目20万円、4～5年度目10万円
- 申請方法 所定の申請用紙に必要書類を添えて提出。随時受け付けています。  
※申請用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

■お申し込み・お問い合わせ■ 市産業政策課 ☎099-216-1318



増設、新設をご検討の皆様、ぜひご活用を！

## 鹿児島市企業立地促進補助金

市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業に対して、補助金を交付いたします。

☆平成28年4月1日より制度拡充！ 新規雇用促進補助金の増額、製造業の設備増強も対象に追加など  
【補助制度の概要（詳しくはお問い合わせください）】

対象業種等	要件	補助限度額(※)
(1)製造業	①新規雇用者が11人以上	①6,000万円
	②新規雇用者が30人以上で設備投資が10億円以上	②6億円
(2)情報通信関係、 デザイン・コンテンツ業	①新規雇用者が6人以上(デザイン・コンテンツ業は3人以上)	①6,000万円
	②新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上	②3億円
(3)コールセンター ・事務処理センター	新規雇用者が30人以上(中心市街地に立地する場合は11人以上)	3億円
(4)本社機能 <small>(企業の調査・企画・管理等の部門、研究所、研修所など)</small>	新規雇用者が10人以上(中小企業は5人以上)	3億円

※主な補助メニューの限度額

- (1)～(4)の共通要件 ・事業用の新たな用地等を取得又は賃借した後3年以内に操業を開始すること  
・市との立地協定を締結し協定に定める事項を履行すること

■お問い合わせ■ 市産業創出課 ☎099-216-1314

## 設備投資に対する税の優遇措置について（ご案内）

下記の地域等において施設や工場、設備等の新增設を行い、一定の要件を満たす場合、税の優遇措置が適用されます。適用されるためには、着工前に県や市の認定、指定等を受ける必要があります。

☆要件など詳しくは、下記のお問い合わせ先にお早めにご相談ください。

地域	対象業種等	主な税の優遇措置
半島振興対策実施地域 【桜島・喜入・松元・郡山地域】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等(コールセンター含む)	所得税、法人税の割増償却(税務申告前に要相談)、不動産取得税、事業税、固定資産税の不均一課税
過疎地域 【桜島地域(旧桜島町)】	製造業、コールセンター、旅館業 (※不動産取得税・事業税はコールセンター対象外)	所得税、法人税の割増償却、不動産取得税、事業税、固定資産税の課税免除
地方活力向上地域 【市街化区域、吉田・郡山・松元・喜入地域の一部】	本社機能(企業の調査・企画・管理等の部門、研究所・研修所など)	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の不均一課税
集積区域 【市街化区域、吉田・郡山・松元・喜入地域の一部】	製造業、情報通信業、コールセンター、運輸業、卸売業、自然科学研究所(注)	不動産取得税、固定資産税の課税免除

(注)鹿児島県本土地域産業活性化計画に定める分野(自動車関連、電子関連、食品関連、情報通信関連、環境・エネルギー関連、健康・医療関連、バイオ関連)に限ります。

お問い合わせ	対象業種	窓口	電話番号	対象業種	窓口	
					電話番号	電話番号
半島振興対策実施地域 過疎地域	情報サービス業等	産業創出課	216-1314	農林水産物等 販売業	桜島農林事務所	293-2349
	製造業 (立地協定締結企業)				東桜島農林事務所	221-3369
	上記以外製造業	喜入農林事務所	345-3761			
	旅館業	松元農林事務所	278-5429			
地方活力向上地域 集積区域	上表の全業種	産業創出課	216-1314	郡山農林事務所	298-4861	

## あなたのお店も免税店に！

外国人旅行者向け消費税免税制度を活用し、ビジネスチャンスを広げましょう。

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品が新たに免税販売対象となっています。(平成26年10月1日から)  
詳しくは、九州運輸局のホームページをご覧ください。 <https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/kanko/menzeiten.htm>

■お問い合わせ■

九州運輸局 観光企画課

☎092-472-2330

九州経済産業局 流通・サービス産業課

☎092-482-5455

## 鹿児島市創業スキル養成講座（基礎編）受講者募集！

目的	創業に関する基礎知識・ノウハウの習得を目指します。		
対象者	市内で創業を考えている方（会社員、学生、主婦等）、創業間もない事業者		
開催日時 内容	全6回シリーズで実施します。時間： <u>全回18時30分～20時30分</u> 7月6日（水）「創業とは？創業のいろは」 7月13日（水）「ビジネスプラン（事業計画書）作成」 7月20日（水）「マーケティング・販路開拓の基礎知識」 7月27日（水）「人事・労務に関する基礎知識」 8月3日（水）「会社設立のポイント、起業に必要な会計・税務の基礎知識」 8月10日（水）「資金調達、起業家の語るスタートアップストーリー」		
講師	経営コンサルタント、税理士、社会保険労務士等		
場所	市役所みなと大通り別館6階	受講料	無料
		定員	50名
支援措置	一定の要件を満たす場合、「株式会社設立にかかる登録免許税の軽減」及び県信用保証協会による「信用保証枠の拡大」の支援措置が受けられます。		
申込み 問い合わせ先	Eメールで、住所、氏名、事業所名（学校名）、電話番号、受講理由を各講座開催日の3日前までに市インキュベーション・マネージャー（im2-y@sp-kagoshima.com）へ <b>■お問い合わせ■ 市産業創出課 ☎099-216-1319</b>		

※実践編は、秋に開催予定です。詳細は改めてお知らせします。

経費節減や社会的評価の向上も期待できます！

### 環境管理事業所認定制度

○「環境管理事業所」の28年度の認定申請を募集しています！

環境に配慮した事業活動を促進する仕組みとして、市が設けている認定制度です。認定に係る費用が無料で、これから環境にやさしい経営を目指す事業者にとって最適な制度です。

○認定されると

- ・LED照明等の設置補助や専門家のアドバイスを受けられます。
- ・市の工事入札などの優遇措置があります。

〔認定申請の受付〕

期 間：9月30日（金）まで  
必要書類：市ホームページからダウンロードできます。



**■お問い合わせ・申請書類の提出■**  
市環境保全課(市役所みなと大通り別館4階)  
☎099-216-1298

### 働きやすい環境づくり 職場でも学んでみませんか？

～学習会に講師を派遣します！

団体やグループで、男女共同参画に関するテーマで研修や学習会を開くときなどにご利用ください。

《テーマ》

セクハラ、パワハラ、ワーク・ライフ・バランス、介護、子育てを語ろう！、高齢期をイキイキと過ごすために など

【対象】市内にお住まいかお勤めの概ね20人以上の参加者によって開催される学習会や研修会（営利、宗教、政治的な活動を目的とするものは除く。）

【講師】講師登録者等の中からテーマにあった講師を派遣します。

【経費】講師への謝金は市が予算の範囲内で負担します。

【申込み】実施日の10日以上前に申請書を提出してください。

**■お問い合わせ■**  
市男女共同参画センター  
☎099-813-0852

## 職場での健康づくりのためにもご活用ください 食育推進支援員

市食育推進支援員（食育に関する専門的な知識及び経験を有する者）が職場などに出向いて、食育に関する支援・情報提供を行います。社内の研修などでぜひご活用ください。

【対象】 市内で食育に関する学習会などを行う団体（営利、宗教、政治的な活動を目的とするものなどは除く）

【講座内容】（例）・栄養バランスのよい食事 ・朝食の大切さ ・郷土料理  
・生活習慣病を予防する食事のポイント ・野菜作りのポイント など

【経費】 支援員の謝金は市が負担します。交通費、資料印刷代などは実費負担です。

※詳しくは、鹿児島市食育推進サイト「みんなの食育」をご覧ください。

⇒<http://www.city.kagoshima.lg.jp/syokuiku/index.html>



鹿児島市食育推進キャラクター

「でこん丸」

■お問い合わせ■ 市健康総務課 ☎099-216-1492

## ひとり親家庭の方には児童扶養手当が支給されます

離婚や死別などによる母子家庭や父子家庭などの方には児童扶養手当が支給されます。

◇支給対象：父又は母がいないか、重度障害である児童（18歳に達する日以後、最初の3月31日までにある人又は中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育している方

◇支給制限：所得が所得制限限度額以上のとき、児童が施設に入所している時等は支給されません。

◇支給額：月額42,330円～9,990円（2人目5,000円、3人目以降3,000円加算）

■ご相談・お問い合わせ■ 市こども福祉課家庭福祉係 ☎099-216-1260

## 平成28年度 鹿児島市安心安全アカデミーの開催及び受講生の募集について

市では、地域の自主的な防犯、事故防止等の活動を推進するリーダーを育成するため「安心安全アカデミー」を開催します。市内にお住まいの方・お勤めの方であれば、誰でも受講できます。

【講座内容】 ①防犯・事故防止基礎コース：犯罪、事故の発生状況と取組み、救命救急、不審者対応など

②防災基礎コース：自然災害の発生状況と取組み、災害時の対応 など

※防災基礎コースの修了者は、日本防災士機構が実施する「防災士」の資格取得試験の受験資格が得られます。

【募集人員】：50人（超えた場合抽選） 【受講回数】：8回（1回当たり2時間）

【受講料】：無料 【日程（予定）】：平成28年9月～平成29年1月

【会場（予定）】：かごしま市民福祉プラザ5階会議室（山下町15-1）他

■お問い合わせ■ 市安心安全課 ☎099-216-1209

## マイナンバーは正しく取り扱いましょう！

○パートやアルバイトを含む従業員を雇用するすべての事業者は、税と社会保障の手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱う必要があります。

○従業員やその扶養家族のマイナンバーの取得と書類への記載、関係機関への提出手続きが必要です。

○マイナンバーを含む個人情報の取り扱いにあたっては、マイナンバー法や個人情報保護法などの法令に定められたルールに沿って正しく取り扱う必要があります。折込チラシも合わせてご覧ください。

○詳しくは、下記のお問い合わせ先、またはマイナンバーのホームページをご覧ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> または [マイナンバー](#) で検索ください。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

■お問い合わせ■ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178（無料）

受付時間：平日9時30分～20時00分、土日祝日9時30分～17時30分（年末年始を除く）



## あなたの事業所を応援します ワーク・ライフ・バランスの推進 **無料のコンサルタント派遣**

### ■こんな場合に、ご相談からスタート

「これから本格的にワーク・ライフ・バランスに取り組みたいが、何からすればいい？」  
「若い人に魅力ある職場にしたい。」 「女性社員がやめてしまうのがもったいない。」 など

### ■お気軽にご利用ください

対 象	職場のワーク・ライフ・バランスを推進するために取組を開始したい事業所、または現在の取組を見直したい事業所（先着順）
費 用	無 料
コンサルタント	鹿児島県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士
内 容	<p>&lt;回数等&gt; 1事業所当たり3回まで。1回当たり1.5時間～2時間</p> <p>&lt;コンサルティングの基本的な流れ&gt; ※具体的には事業所によって異なります。</p> <p>第1回・・・相談内容の聴き取り、現状確認、方針聴き取り</p> <p>第2回・・・新たな取組や運用方法の提案</p> <p>第3回・・・導入サポート、研修など</p>
申 込 方 法	<p>所定の申込用紙をご記入のうえ、下記お問い合わせ先までご提出ください。</p> <p>※市ホームページからもお申し込みできます。</p>

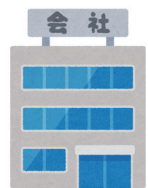
鹿児島市 無料 コンサルタント派遣 **検索**

## あなたの会社・事業所の人材確保を応援します！ 鹿児島市中小企業U I Jターン人材確保支援金

市では、中小企業のU I Jターンによる人材の確保を支援するため、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業所に対して、参加負担金や旅費などの一部を助成します。

対 象 者	雇用保険の適用事業所であり、納期の到来している市税を完納している、市内に主たる事業所を有する市内の中小企業者等（個人事業主や社会福祉法人、事業協同組合等を含む。）
補助対象内容	参加負担金、旅費等の合同企業説明会等参加に係る経費
補 助 率	1/2（同一の事業所について、同一年度につき10万円を上限）
申 請 方 法	<p>申請は随時受付、所定の申請用紙に必要書類を添付し下記お問い合わせ先まで提出。</p> <p>※申請用紙は市ホームページからダウンロードできます。</p> <p><a href="http://www.city.kagoshima.lg.jp/koyosuishin/uijta-nzinzaisienkin.html">http://www.city.kagoshima.lg.jp/koyosuishin/uijta-nzinzaisienkin.html</a></p>

### 市内の中小企業者等



「人材が欲しい」  
「人が足りない」

従業員等を派遣

(必要経費)

- ・参加負担金
- ・会場使用料
- ・従業員の旅費、宿泊費 など



県内出身の  
大学等の卒業予定者、  
転職希望者などに  
市内での就職を  
勧誘

県外での合同企業説明会

助 成

鹿児島市

■お問い合わせ■ 市雇用推進課 ☎099-216-1325